

		専任を要しない工事（注1）					専任を要する工事（注2）					
		現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者	配水管工事技能者	給水装置工事主任技術者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者	配水管工事技能者	給水装置工事主任技術者	
同一工事	現場代理人		○	×	○ (注6)	○		○	×	○ (注6)	○	
	主任・監理技術者	○		○ (注3)	○	○	○		×	○	○	
	営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者	×	○ (注3)		×	○ (注3)	×	×		×	○ (注3)	
	配水管工事技能者	○ (注6)	○	×		○	○ (注6)	○	×		○	
	給水装置工事主任技術者	○	○	○ (注3)	○		○	○	○ (注3)	○		
別途工事	専任を要しない工事（注1）	現場代理人	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		主任・監理技術者	×	○	○ (注3)	×	○	×	×	×	○	
		配水管工事技能者	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		給水装置工事主任技術者	×	○	○ (注3)	×	○	×	×	○ (注3)	×	○
	専任を要する工事（注2）	現場代理人	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		主任・監理技術者	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		配水管工事技能者	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		給水装置工事主任技術者	×	×	○ (注3)	×	○	×	×	○ (注3)	×	○

※ ○は兼務可 ×は兼務不可

注1： 監理技術者又は主任技術者の専任を要しない工事とは、請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満の工事

注2： 監理技術者又は主任技術者の専任を要する工事とは、請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の工事

注3： 営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者が兼務できるのは、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にある場合です。

注4： 同一現場等、特別な場合にのみ現場代理人を兼務することが可能です。（別途「現場代理人の兼務の取扱いについて（通知）」参照）

注5： 注4が認められた場合、現場代理人と別途工事の主任・監理技術者（専任を要しない）の兼務について、別表の限りではありません。

注6： 現場代理人と配水管工事技能者を兼務する場合は、別途配管作業に従事する配水管工事技能者を配置（下請け可）する必要があります。

（「配水管工事技能者の兼務にかかる取扱いについて（通知）」参照）